

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和3年12月23日（令和3年（行情）諮問第582号）

答申日：令和4年6月30日（令和4年度（行情）答申第96号）

事件名：特定日に特定職員が受けた相談に係る人権相談票の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定年月日Aに特定法務局人権擁護部の特定職員Aが受けた相談に係る人権相談票全て（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年10月8日付け庶第999号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消す決定を求める。

2 審査請求の理由

別紙のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった行政文書の名称は、特定年月日Aに特定法務局人権擁護部の特定職員Aが受けた相談に係る人権相談票全てである。

処分庁は、下記4の理由により、令和3年10月8日、法9条2項の規程により、行政文書不開示の決定をし、同日付け庶第999号「行政文書不開示決定通知書」で審査請求人に通知した。

2 本件対象文書について

人権相談は、人権問題に関して国民の相談に応じ、人権侵犯事件への切替え、官公署その他の機関への通報、日本司法支援センターへの紹介又は助言等の必要な措置を採ることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とする。

法務局・地方法務局の職員又は人権擁護委員が人権相談を取り扱ったときは、法務省人権擁護局長の定める様式による人権相談票を作成し、相談の内容、回答及び処理の概要等を記録しておかなければならない。

人権相談票は、人権相談取扱規程（昭和59年法務省訓令第3号6条）

に関する法務省人権擁護局長通達に従い、①番号、②相談年月日及び時間、③相談場所、④相談方法、⑤担当者、⑥相談者、⑦相談所を知ったきっかけ、⑧類型、⑨被害者、⑩相手方、⑪事案の概要、⑫回答内容、⑬法務局職員使用欄（結果（助言、切替、通報、紹介及びその他の5区分）、人権侵犯事件への切替（開始年月日及び番号）、件名及び統計項目）の各欄により構成され、事案ごとに作成・保存される。

3 審査請求の趣旨について

不開示決定の取消し

4 不開示決定を行った理由について

審査請求人は、特定年月日Aに特定法務局人権擁護部に所属する特定の職員が受けた相談に係る人権相談票全ての開示を請求しているが、人権相談票には、上記2のとおり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されており、法5条1号に該当するため不開示とした。

また、人権相談の内容は、個人のプライバシー性が高く、また、相談した事実が公になることによって、問題が一層複雑化し、あるいは相談者が関係者から何らかの報復や不利益を受けるおそれがあるため、人権侵害の被害を受け、法務局・地方法務局に人権相談又は人権侵犯の被害申告をする意思を有している者や、人権侵害行為について情報提供する意思を有している者においては、人権相談、人権侵犯の被害申告又は情報提供を行った場合、当該行為を行った事実及びその内容に対する秘匿の希望は取り分け強いものである。

そうすると、本件対象文書について、その一部でも開示することとなると、上記のような人権侵害の被害を受け、法務局・地方法務局に人権相談又は人権侵犯の被害申告をする意思を有している者や、人権侵害行為について情報提供する意思を有している者が、法務局・地方法務局に人権相談、人権侵犯の被害申告又は情報提供をちゅうちょすることとなり、結果として、人権侵害による被害が潜在化してしまうおそれがあること、また、人権侵害行為についての関係者からの協力が得にくくなることから、人権問題に関して国民の相談に応じ、人権侵犯事件への切替え、官公署その他の機関への通報又は助言等の必要な措置を採ることとしている人権相談の処理に係る事務にも支障が生じるおそれがある。

したがって、人権相談票は、その全部が法5条6号柱書きの不開示情報に該当するため不開示とした。

なお、審査請求人は、「せめて相談票の様式だけでも出ると思います。」と主張しているが、相談票の様式部分それ自体には、情報として有意性を持つものではないから、法6条1項ただし書の規定により、部分開示を行う必要はない。

5 参考事項

審査請求人は、特定年月日 A に特定法務局において人権相談を行っているところ、審査請求人に対し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に基づく開示請求が可能である旨を教示したが、同人は、あえて、本件の開示請求を行ったものである。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 3 年 1 2 月 2 3 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和 4 年 1 月 2 1 日 審議
- ④ 同年 5 月 2 7 日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年 6 月 2 3 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の全部を法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分維持が相当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、人権相談票について諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 人権相談票の不開示決定について、平成 21 年 5 月 25 日付け（行情）答申第 41 号をいただいているところ、特定期間において法務局が保有している人権相談票について、「すべて法 5 条 6 号柱書きに規定する不開示情報に該当」し、「全体として法 5 条 6 号柱書きに該当するので、同条 1 号該当性について判断するまでもない」とされている。

イ したがって、法 6 条 1 項ただし書の規定により、部分開示を行う必要はないものとする。

(2) 上記 (1) の説明も踏まえ、以下検討する。

ア 当審査会において、諮問庁から提示を受けた上記第 3 の 2 の通達（「人権相談取扱規程について」の一部改正について（令和 3 年 3 月 29 日付け法務省権調第 19 号））及び規程並びに本件対象文書を見分したところによれば、本件対象文書は、1 件の人権相談票であることが認められる。

イ 人権相談は、その内容からして、個人のプライバシー性が高く、人権侵害の被害を受け、法務局・地方法務局に人権相談又は人権侵犯の被害申告をする意思を有している者や、人権侵害行為について情報提供する意思を有している者においては、人権相談、人権侵犯の被害申告又は情報提供を行った場合、当該行為を行った事実及びその内容に対する秘匿の希望は取り分け強いものと推認される。

ウ そうすると、本件対象文書について、どのような形であれ、仮に、その一部でも開示することとなると、上記イのような人権侵害の被害を受け、法務局・地方法務局に人権相談又は人権侵犯の被害申告をする意思を有している者や、人権侵害行為について情報提供する意思を有している者が、法務局・地方法務局に対する人権相談、人権侵犯の被害申告又は情報提供をちゅうちょすることとなり、結果として、人権侵害による被害が潜在化してしまうおそれがあること、また、人権侵害行為についての関係者からの協力が得にくくなることから、人権問題に関して国民の相談に応じ、人権侵犯事件への切替え、官公署その他の機関への通報又は助言等の必要な措置を採ることとしている人権相談の処理に係る事務にも支障が生じるおそれがあることは否定できない。

エ したがって、不開示とされた本件対象文書の全部は、法5条6号柱書きに規定する不開示情報に該当すると認められ、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙 審査請求の理由（原文ママ）

福岡法務局長 特定個人A様

特定個人A様がどんな方かと思いネット検索してみますと人権啓発課長①特定年月A③特定大法④特定年A⑤人権擁護局総務課人権擁護調査官⑥特定年月B

①生年月③最終学校学部④入省年⑤前職⑥就任日 特定年月日B
こののを見つけました。人事課長 特定職員B課付 総括補佐官専門官 クリックで出てきました。

特定年B生まれだと私と同じ特定干支年ですね。

昨日、特定年月日C人権擁護委員の方に人権相談にのっていただきましたが、警察の手法に似ていると思いました。

人権擁護調査官というと個人情報と警察とかと結託協力して調査するのでしょうか？それは、かたよったり、誤解があったりしないのでしょうか？

私は最近世の中さっぱりわかりませんので審査請求もどうかと思いながら書いています。

相談者が並んでいる事もなく、電話もなってる感じもありませんでしたので特定年月日A1日分がそんなにあるとも思えません。

昨日特定年月日Cは用式の紙に何か書いてありましたが、私の名前を聞くこともされませんでしたので、個人情報がもれない範囲での開示は可能と思われます。

例えば特定小学校の保健室利用記録 特定年C分から特定年月日Dまでの分【受付第○号】をみてみます。

こんな感じです。

「けが」のきろく。

一番下が

先生より ※ ここから下は、先生が書きます。この紙を持ってきてね。

となっております。個人情報はわからない範囲で学校の様子や子どもたちの骨の丈夫さなど勝手に想像したりできます。

私も悩みはたくさんありますが、みんなどんな悩みがあるのか知る事で自分の悩みの解決につながる事もあるかもしれません。

せめて相談票（表）の様式だけでも出ると思います。あとはまっ黒になるかもしれませんが、まったくの不開示というのは不当で職務怠慢に思われます。

ロンドン橋落ちたの歌もうたったりして世の中よくわからないんですけどよろしくお願ひします。昨日特定年月日Cは池田理代子さんのベルサイユのバラのようなチラシを人権相談のカウンターでみかけ、いただきまして。

相談を聞いていただく最初にベルサイユのバラの歌（音符）愛それはあまく愛それはけだかく（音符）アンドレ オスカルの歌を聞いていただき、時々歌

ったりしたお話をしました。